



うるま市 施設等利用給付認定申請案内

(認可外保育施設等の無償化)



認可外保育施設等を利用する方が、保育料の給付(無償化)を受けるためには、事前に施設等利用給付認定申請を行う必要があります。利用する施設や内容に応じて申請を行ってください。

対象施設

私立幼稚園(新制度未移行)、認可外保育施設(ベビーシッターを含む)、幼稚園・こども園の預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター

対象となる方

申請日時点で保育を必要とする事由がある(4 ページ参照)

- ・3 歳から 5 歳までの児童、
- ・0 歳から 2 歳までの住民税非課税世帯の児童が対象です。
(年齢は、対象年度における 4 月 1 日時点の年齢)

認可保育所等の 2 号認定・3 号認定を受けている場合や企業主導型保育事業を利用している場合、利用する施設が市の確認を受けていない場合は、施設等利用給付の認定対象外です。

受付期間・申請方法について

申請は、認定希望日の 1 か月前から隨時受付しております。

さかのぼっての認定は出来ないため、施設を利用する前に必ず申請を行ってください。

提出先:うるま市役所 保育こども園課(窓口・郵送)

ホームページ▶▷



お問い合わせ先

〒904-2292

うるま市みどり町一丁目 1 番 1 号

うるま市役所こども未来部保育こども園課

☎098-973-5427

1. 認定要件、施設等利用給付上限額（月額）

下表に当てはまる場合は、次のページの申請方法を確認し手続きを行ってください。

利用する施設	保育を必要とする事由 (P6 参照)	無償化となる児童の年齢	条件	認定区分	無償化の上限額（月額）
・新制度未移行幼稚園 (ヨゼフ幼稚園、沖縄アミークスインターナショナル幼稚園など) 新2号、新3号認定は預かり保育事業を含む。	あり	なし 3歳～5歳 (満3歳になった後)	-	新1号認定	入園料・保育料：25,700円
		3歳～5歳 (満3歳となった後の4月1日から小学校就学前まで)	-	新2号認定	入園料・保育料：25,700円 預かり保育料 1日450円×利用日数 (ただし、11,300円が最上限)
		満3歳となった日から 最初の3月31日まで	市民税非課税世帯	新3号認定	入園料・保育料：25,700円 預かり保育料 1日450円×利用日数 (ただし、16,300円が最上限)
・預かり保育事業 認定こども園（1号認定）、私立幼稚園（具志川花園幼稚園など）	あり	3歳～5歳 (満3歳となった後の4月1日から小学校就学前まで)	-	新2号認定	預かり保育料 1日450円×利用日数 11,300円が最上限 (新3号は16,300円)
		満3歳となった日から 最初の3月31日まで	市民税非課税世帯	新3号認定	
・認可外保育施設 (沖縄県指導監督基準を満たしている施設のみ対象) ・一時預かり事業 ・病児保育事業 ・ファミリー・サポートセンター ※複数利用可	あり	3歳～5歳 (満3歳となった後の4月1日から小学校就学前まで)	-	新2号認定	保育料：37,000円
		0～2歳 (0歳から満3歳になった後の3月31日まで)	市民税非課税世帯	新3号認定	保育料：42,000円

※給食費や送迎費、行事参加費などの実費徴収は保護者負担となります。

※保育（利用）料について、上限額を超える場合は保護者負担となります。

※満3歳の受け入れに関しては、施設によって受け入れ状況が異なります。

※新1～3号認定とは、認可保育所等を利用する際に受けれる従来の1～3号認定とは異なります。

※認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポートセンターは併用して上限額まで無償化を受けられますが、他の施設とは併用不可です。

2. 認定（有効）期間・現況届について

提出していただいた就労証明書の雇用期間などに応じて、有効期間が決まります。有効期間が過ぎると無償化の対象外となりますので、有効期間内に保育こども園課の窓口にて手続きを行ってください。

また、認定後は毎年度に一度「保育を必要とする事由」の確認のため、現況確認の案内を送付しますので、案内に沿って必要な手続きを行ってください。対象者には、例年7月頃通知します。

【注意】転入・転出の場合は、手続きが必要です。

居住する市町村で14日以内に改めて無償化の申請、認定が必要です。14日を過ぎると申請日からの認定となり、認定期間が途切れてしまいます。認定がない期間の保育（利用）料は、自己負担となりますのでご注意ください。

3. 無償化（施設等利用給付）の申請方法について

(1) 申請手続

- 前ページの表を確認し対象となる場合は、事前に下記の手續が必要です。
- 手續に不備がなく、認定を受けるとその後から無償化を受けることができます。
(さかのぼっての認定は出来ませんので、お早めに申請ください。)

申請書様式はこちら

① 提出先 保育こども園課（東棟 2 階）

② 必要書類 下表のとおり



【必要書類一覧】*申請書様式は、市ホームページからダウンロードできます。

利用する施設	保育を必要とする事由	必要書類	備考
・新制度未移行幼稚園 (ヨゼフ幼稚園、アミークス幼稚園等)	なし	「子育てのための施設等利用給付認定申請書」 (法第 30 条の 4 第 1 号)	
・新制度未移行幼稚園 (預かり保育を利用している場合)	あり	1. 「子育てのための施設等利用給付認定申請書」 (法第 30 条の 4 第 2 号・第 3 号) 2. 保育を必要とする事由が証明できる書類(P4 参照)	市の確認を受けた施設（無償化対象）
・認定こども園（1号認定）・私立幼稚園 (預かり保育を利用している場合)	あり		
・認可外保育施設 ・一時預かり事業・病児保育事業 ・ファミリーサポートセンター	あり	1. 「子育てのための施設等利用給付認定申請書」 (法第 30 条の 4 第 2 号・第 3 号) 2. 保育を必要とする事由が証明できる書類(P4 参照) 3. 課税証明書（0歳～2歳の場合のみ） ※うるま市で確認できる場合は不要。	

※その他、世帯の状況に応じて必要な書類の提出を案内する場合があります。

※市の確認を受けた施設が無償化対象です。

※認可外保育施設について令和6年10月以降は、沖縄県の指導監督基準を満たした施設のみが対象です。

(2) 認定を受けた後の無償化の流れ

- 請求手続きの方法は以下の2つです。どちらの方法になるかは、利用している施設へご確認ください。

①法定代理受領

施設が保護者に代わり、無償化対象となる保育（利用）料をうるま市に請求します。そのため、保護者は上限の範囲内で、保育（利用）料の支払いが不要になります。

②償還払い

I. 保護者が施設に保育（利用）料を支払います。

II. 「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証 兼 提供証明書」を施設からもらいます。

III. 保育こども園課にて「施設等利用費請求書」を記入し、IIを添付して市へ提出します。

IV. 後日、市から保育料等が戻されます。（口座振込）

※請求期限は、保育サービスを利用した翌月1日から起算して2年間です。

2年を過ぎた月分は請求することが出来ませんのでご注意ください。

【市民税非課税の考え方】

4～8月は前年度、9～3月は今年度の課税額で判断します。

年	当該年										翌年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
課税	前年度の課税額で判断										当該年度の課税額で判断		

就労状況等を証明する書類について

事由	提出書類		備考
1. 就労	勤務	『就労証明書』	
	自営業者	(1)『就労証明書』 (2)添付書類 営業許可証、個人事業の開業・廃業等届出書などのうち1点 ※(2)の書類が提出できない場合は、別途申立書が必要です。	月あたり64時間以上勤務している方 ※妊娠中の方は、「5. 妊娠・出産」についても、ご参照ください。
2. 疾病・障害	疾病	『診断書(保護者等用)』 ※保育こども園課指定の様式	※診断書等の内容で判断します。
	障害	次のいずれかの写し ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	※育児の軽減が月あたり64時間以上必要な方が対象。
(同居親族の) 3. 介護・看護	『看護(介護)状況申告書』及び 『診断書(看護・介護用)』 ※保育こども園課指定の様式		
4. 就学	『在学証明書』及び『時間割表』の写し		月あたり64時間以上 学校教育法に定められている学校や職業訓練などに通っているとき
5. 妊娠・出産	『親子健康手帳』の写し 出産予定日または出産日が明記されているもの		認定期間は、産前6週前の属する月初め（多胎の場合は14週間前）から産後8週後の翌日が属する月末まで
6. 求職活動	『求職状況報告書』※保育こども園課指定の様式 職業安定局(ハローワーク)から「求職受付票」が交付されている場合は、その写しもあわせてご提出ください。		1. 認定期間は90日間が経った月の月末まで 2. 認定期限日までに『就労証明書』等の提出がない場合、認定満了後は無償化対象外。
7. 育児休業	『就労証明書』 育児休業期間の記載があるもの		※当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定子ども・子育て支援施設等を利用しておらず、当該育児休業の間に当該特定子ども・子育て支援施設等を引き続き利用することが必要と認められる場合
8. 災害復旧	罹災証明書		復旧にあたる期間

〈該当する世帯のみ必要な書類〉

	世帯の状況	必要な書類
<input type="checkbox"/>	外国籍でうるま市に住民票がない方	・パスポートの写し ・居住地を確認できる書類(賃貸契約書など)
<input type="checkbox"/>	申請前年度の1月1日にうるま市に住民登録がない方のうち、国外居住していた方及び軍人・軍属の方	・前年度の収入が確認できる書類(Wage and Tax Statement等)
<input type="checkbox"/>	ひとり親世帯	・児童扶養手当証書 又は ・母子及び父子家庭等医療費助成金受給資格者証の写し